

岩手県告示第 423 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地域包括支援センター

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
釜石市	釜石市只越町三丁目 9 番 13 号	釜石市地域包括支援 センター	釜石市只越町二丁目 3 番 9 号	釜石市大渡町三丁目 15 番 26 号	平成 19 年 3 月 26 日